⑺　Time-limit for tender：5：00 P.M. May 20th, 2016

⑻　Contact point for the notice：Procurement policy planning Division, National Cancer Center, 5―1―1, Tsukiji, Chuo-ku, Tokyo, 104―0045, Japan. TEL 03―3542―2511 ext. 4308

入札公告の変更

平成 28 年 3 月 31 日

独立行政法人　航海訓練所

理事長　竹井　義晴

◎調達機関番号　554　◎所在地番号　14

○第 95 号

1　掲載日　平成28年２月22日（号外政府調達第34号）

2　変更内容　17頁３段目、１⑵中「②Ａ重油約220kℓ」を「②Ａ重油約180kℓ」に、「③Ａ重油約110kℓ　Ｃ重油約280kℓ」を「③Ａ重油約100kℓ　Ｃ重油約270kℓ」に、「④Ａ重油約60kℓ」を「④Ａ重油約40kℓ」に、「⑧Ａ重油約230kℓ」を「⑧Ａ重油約170kℓ」に、「⑨Ａ重油約110kℓ」を「⑨Ａ重油約90kℓ」に、１⑷中「④平成28年５月20日」を「④平成28年５月13日」に、１⑸中「①東京港停泊中銀河丸」を「①神戸港停泊中銀河丸」に、17頁４段目、３⑶中「④平成28年５月13日10時30分」を「④平成28年５月６日10時30分」に、18頁１段目、５⑶中「②Fuel Oil A 220kℓ」を「②Fuel Oil A 180kℓ」に、「③Fuel Oil A 110kℓ，Fuel Oil C 280kℓ」を「③Fuel Oil A 100kℓ，Fuel Oil C 270kℓ」に、「④Fuel Oil A 60kℓ」を「④Fuel Oil A 40kℓ」に、「⑧Fuel Oil A 230kℓ」を「⑧Fuel Oil A 170kℓ」に、「⑨Fuel Oil A 110kℓ」を「⑨Fuel Oil A 90kℓ」に、５⑷中「④20 May 2016」を「④13 May 2016」に、５⑸中「①Ginga-Maru Tokyo」を「①Ginga-Maru Kobe」に、５⑺中「④10:30 13 May 2016」を「④10:30 6 May 2016」にそれぞれ変更します。

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。

平成 28 年 3 月 31 日

日本年金機構本部　調達部長　及川　　裕

◎調達機関番号　428　◎所在地番号　13

1　掲載日

平成28年１月25日（号外政府調達第15号）

2　訂正内容

85ページ２段目「１⑵　調達等件名及び数量　帳票「カラーライン」（１Ｐ）の作成　予定数量3,000箱」を、「１⑵　調達等件名及び数量　帳票「カラーライン」（１Ｐ）の作成　予定数量2,040箱」に訂正する。

86ページ１段目「５⑶　Making of a list “color line (1P)” 3,000 boxes of estimated quantity」を、「５⑶　Making of a list “color line (1P)” 2,040 boxes of estimated quantity」に訂正する。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該工事に係る平成28年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものとします。

平成 28 年 3 月 31 日

支出負担行為担当官

東北農政局長　豊田　育郎

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　04

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　中津山農業水利事業　鶴家排水機場ポンプ設備建設工事

⑶　工事場所　宮城県石巻市小船越地内。

⑷　工事内容　ポンプ設備工　１式

・横軸斜流ポンプ　φ2,000㎜　２台

・横軸斜流ポンプ　φ1,500㎜　１台

・横軸斜流ポンプ　φ900㎜　１台

付帯設備工　１式

⑸　工期　平成30年８月31日まで。

⑹　使用する主要な資機材　ポンプ設備　４台

⑺　本工事は、入札時に技術提案（ＶＥ提案）受け付け、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準Ａ―Ⅰ型）の適用工事で、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、入札説明書の交付、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得たものは、紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　東北農政局における平成27・28年度一般競争参加資格のうち機械器具設置工事に係る一般競争参加資格の確認を受けていること。

ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争参加資格の再確認を受けている者であること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑶の再確認を受けた者を除く。

⑸　施工実績　平成12年４月１日以降に、元請けとして自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。また、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上のものについて認める。

①　同種工事とは、ポンプ設備の製作据付工事とする。

②　当該実績が各地方農政局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑹　配置予定の技術者の状況　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間においては工事現場への専任を要しない。

また、本工事の工場製作のみが行われている期間は、主任技術者又は監理技術者の専任は要しないが、工場から現地へ工事の現場が移行する時点からは、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できるものでなければならない。

①　建設業法（昭和24年法律第100号）第７条第２号イ又はロのいずれかに該当する者であること。なお、建設業法に示す実務経験とは「機械器具設置工事業」とする。

②　監理技術者は、監理技術者資格者証（機械器具設置工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。